

入札公告（新型コロナ対応・総合評価落札方式（標準型）入札前審査型・個別事項）

下記の建設工事について、制限付き一般競争入札（入札前審査型）を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6及び静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号。以下「規則」という。）第34条の規定により公告する。この工事の入札執行等については、関係法令に定めるもののほか、本公告及び入札公告（総合評価落札方式（標準型）入札前審査型・共通事項）（以下「共通事項」という。）により行うものとする。

この入札は、静岡県電子入札システムにより執行するものとし、静岡県交通基盤部総合評価落札方式による入札の事前審査登録制度（以下「事前審査登録制度」という。）を適用する入札であり、事前審査登録制度対象となっている評価項目の根拠資料は不要である。

令和4年8月16日

静岡県知事 川勝平太

1-1 公告日 令和4年8月16日

1-2 入札執行者 静岡県知事 川勝平太

1-3 この入札に関する契約条項を示す場所及び事務を担当する機関（以下「契約条項を示す場所」という。）

（契約事務に関する問合せ先）

〒427-0019 静岡県島田市道悦5丁目7-1

静岡県スポーツ・文化観光部空港振興局空港管理課空港調整室

電話：0547-37-7315

E-mail：[airport-cyousei@pref.shizuoka.lg.jp](mailto:airport-cyousei@pref.shizuoka.lg.jp)

1-4 工事内容等

入札番号	空調第22018号
工事名	令和4年度〔第34-M2000-01号〕静岡空港空港整備事業工事 （RESA補強盛土工）
工事場所	島田市湯日・牧之原市坂口地内
工事概要等	富士山静岡空港では、空港東側の滑走路端安全区域（以下「RESA」）が新たな国際基準に適合させるため、RESAを拡張整備するための検討、調査、設計を進めてきたところである。 本工事は、RESA拡張整備に必要な高さ約70mの盛土工のうち、補強盛土工を含む基礎部分の施工を行うものである。
工期	令和4年12月から令和6年3月15日限り
業務内容	RESA補強盛土工 1式

	盛土材運搬工 V=35,890m <sup>3</sup> 補強盛土工（高さ 17.3m 幅 83.8m 奥行 14.0m） 壁面材組立・設置工 A= 1,025m <sup>2</sup> ジオテキスタイル敷設工 A=13,037m <sup>2</sup> まき出し・敷均し、締固め V=14,200m <sup>3</sup> 置換コンクリート工 V= 1,178m <sup>3</sup>
落札方式	本工事は、工事目的物の性能・機能の向上や社会的要請に対する技術提案を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に勘案して落札者を決定する総合評価落札方式（標準型）の施工工事である。
総合評価落札方式採用の理由	本工事は、技術的な工夫の余地が比較的大きく、本工事内容を実現するうえで有効な技術提案を受け付けることにより、工事品質の確保及び向上が期待できるため、総合評価落札方式（標準型）を適用する。

#### 1-5 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

静岡県における建設工事競争入札参加資格の認定を受けている者のうち、次に掲げる条件をすべて満足していることについての確認を受けた者であること。

条 件	左記の詳細
(1) 静岡県建設工事競争入札参加資格の認定業種	静岡県における建設工事競争入札参加資格の土木一式工事に係る認定を受け、かつ、A等級に格付けされている者であること。
(2) 許可の種類	土木工事業に係る特定建設業の許可を有し、かつ、その許可を有してからの営業年数が5年以上であること。
(3) 経営事項審査の総合評価値（条件とする場合）	土木一式工事に係る経営事項審査（審査基準日が入札日より1年7か月以内で最新のもの）の総合評価値が1,000点以上であること。
(4) 入札参加資格条件における営業所の所在地（条件とする場合）	建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する営業所が県内にあり、当該営業所が土木工事業の静岡県建設工事の競争入札参加資格を有していること（当該業種の入札及び請負契約に関する権限等の委任を受けていること）。（営業所所在地を県内とする場合）
(5) 入札参加資格条件における同種工事の施工実績（条件とする場合）	・平成19年4月1日以降に、国、地方公共団体又は特殊法人等が発注した「高さ15m以上の盛土工事」を元請として施工した実績を有すること。ただし、新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置の実施に伴い、工期を延長した工事と認定できるものであって延長前の工期を既に経過しているものについては、この限りではない。ただし、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20パーセント以上のものに限る。なお、静岡県発注工事での施工実績に係る工事成績評価が64点以下の場合、同種工事の施

	<p>工実績として認めない。</p> <p>○参加資格条件における同種工事の施工実績を確認できる以下の書類を添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入札公告「共通事項」 2-2に記載されているもの</li> <li>・当該工事の概要が記された設計図書の写し等（必要な場合）</li> </ul>
(6) 入札参加資格条件における、右に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成19年4月1日以降（完成し引渡しが進んでいるもの）に、1-5（5）の工事と同種の工事の施工経験を有する者。</li> <li>・入札執行日以前に3か月以上の雇用関係があること。</li> <li>・監理技術者資格者証（土木）の交付を受けている者で監理技術者講習を受講した者。（下請契約の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）以上の場合には監理技術者を条件とする）。なお、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者にあつては、監理技術者を補佐する者を置き、適正な施工が確保されつつ一定の要件を満たす場合、発注者の判断により、他工事の監理技術者との兼務が可能となる場合がある。</li> </ul> <p>○参加資格条件における同種工事の施工経験をj確認できる以下の書類を添付すること。（施工経験を条件とする場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入札公告「共通事項」 2-2に記載されているもの</li> <li>・当該工事の概要が記された設計図書の写し等（必要な場合）</li> </ul>
(7) 技術者の専任を要する工事においては、右に掲げる基準により専任できること	<p>静岡県議会令和4年12月定例会の閉会日（令和4年12月21日予定）から専任で配置できること。</p>
(8) 右に掲げる設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと	<p>&lt;設計業務等の受託者&gt;</p> <p>日本工営株式会社 静岡事務所 静岡市葵区東静岡1-1-39</p> <p>&lt;当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者&gt;</p> <p>ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者</p> <p>イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者</p>
(9) その他の条件	<p>入札公告「共通事項」 2-1に記載のとおり</p>

#### 1-6 技術資料

(1) 提出方法	<p>1-8の入札日程に記載する入札参加資格確認申請書（以下「資格確認申請書」という。）及び入札参加資格確認資料（以下「資格確認資料」という。）と同様とする。</p>
----------	-------------------------------------------------------------------------------------

	<p>技術資料の確認を受けた後、以下のとおりヒアリングを実施する</p> <p>ア 実施日時 令和4年9月15日（木）又は16日（金）に実施する。 詳細な日時は令和4年9月13日（火）に連絡する。 新型コロナの感染状況によりWEB会議方式とするこ ともある。</p> <p>イ 実施場所 島田市道悦5丁目7番1号 静岡県島田土木事務所 会議室</p> <p>ウ 実施内容等 提出された技術提案、工事経験等について配置予定技 術者と10分間程度のヒアリングを行う。</p>
(2)提出期間	資格確認申請書と同様とする。
(3)技術資料の内容	<p>ア 提出する技術資料は以下のとおりとする。</p> <p>(ア) 技術資料 表紙（様式－1） (イ) 評価点確認申請書（様式－2） (ウ) 技術提案書（様式－8－1～8－3） (エ) 企業の施工実績等（様式－4－1） (オ) 配置予定技術者の資格・施工経験等（様式－5－1） (カ) 継続教育(CPD、CPDS)の取組状況（様式－6）</p> <p>イ 技術資料の作成上の注意事項</p> <p>【評価点確認申請書】（様式－2）</p> <p>a 様式の記載について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価項目のうち、施工の信頼性に係る「企業の施工能力」、「配置予定技術者の能力」及び「企業の地域貢献度」について、評価項目の各様式に基づいた評価点を申請する。ただし、事前審査登録制度の対象となるものは、事前審査登録制度に登録された内容で評価するので、記載及び根拠書類を添付する必要はない。なお、様式－2の申請点に誤りがあった場合は、評価項目の各様式に記載されている内容や根拠書類に関係なく、本来の評価より自己申請が低い場合は修正を行わず、自己申請が高い場合のみ本来の評価に下方修正する。</li> </ul> <p>【技術提案書】（様式－8－1～8－3）</p> <p>a 様式の記載について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・求める提案に対し、提案の概要や具体的な実施方法等を記載する。提案書作成にあたり、様式－8（別添資料）「技術提案書作成に当たっての条件等」を参考にすること。</li> <li>・技術提案書の提出がない場合、また、技術提案書の記載内容が標準</li> </ul>

案と同程度の内容を含み標準案以上であると認められない場合、根拠の伴わない数値の提案を行った場合は、入札の参加を認めないので留意すること。

- ・過度な負担となる性能（オーバースペック）の提案は評価しない。

**【企業の施工実績等】（様式－４－１）**

**a 様式の記載について**

- ・評価項目における施工実績は、平成19年4月1日から技術資料提出日までに完成し、引渡しが完了した工事の中から1件記載する。ただし、新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置の実施に伴い、工期を延長した工事と認定できるものであって延長前の工期を既に経過しているものについては、この限りではない。
- ・次に示す評価項目における施工実績がある場合は、様式－４－１に記載すること。

同種工事	国、地方公共団体又は特殊法人等が発注した、高さ15m以上の補強盛土工（補強土壁工を含む）を元請として施工した実績
類似工事	国、地方公共団体又は特殊法人等が発注した、同一断面で、高さ10m以上の補強盛土工（補強土壁工を含む）を含む、高さ15m以上の盛土工事を元請として施工した実績

- ・共同企業体としての施工実績及び表彰は、出資比率20%以上のものに限る。
- ・災害協定は静岡県知事部局との協定を対象とし、活動実績（工事）についても静岡県との協定に基づくものとする。なお、「災害協定の締結あり」とは、令和4年3月31日時点で協定を締結しているものとする。
- ・建設機械の所有とは、令和4年3月31日時点で静岡県との災害協定を締結している者のうち、建設業法に基づく経営事項審査で認定する建設機械（ショベル系掘削機、トラクターショベル、ブルドーザー、移動式クレーン、大型ダンプ車又はモーターグレーダー）を3台以上有する（自社所有又は長期リースによる保有）者とする。
- ・静岡県交通基盤部における災害時事業継続計画とは、当該発注業種が「土木一式工事」の場合、静岡県建設技術監理センターの災害時事業継続計画審査結果又は国土交通省中部地方整備局の災害時の基礎的事業継続力の認定証により適合を受けたものを評価する。

**b 根拠書類について**

- ・評価項目における施工実績で記載した工事が静岡県発注工事の場合は、その工事の工事成績評定通知書の写しを添付すること。なお、その工事成績評定が64点以下のものは施工実績として認めない。
- ・記載した工事が、評価項目における評価基準に該当していることが確認できる資料（契約書の写し、契約図面の写し等）を添付すること。ただし、当該工事が平成19年4月1日以降に完成したもので、一般財団法人日本建設情報総合センターの工事成績情報サービス（CORINS）に登録されており、技術資料提出時にその内容により施工実績の内容が確認できる場合には、登録内容確認書（工事成績）の写しにより代えることができる。

**【配置予定技術者の資格・施工経験等】（様式－5－1）**

a 様式の記載について

- ・配置を予定する主任（監理）技術者の氏名等を記載する。なお、技術資料提出時に配置予定技術者を特定できない場合は、資格等の要件を満たす複数の候補者を申請することができる。その場合、審査については、各候補者のうち資格等の評価が最も低い者で評価する。当該工事を共同企業体で受注するときは、各構成員を評価対象とし、各構成員の配置予定技術者が複数申請された場合は、審査については、各候補者のうち資格等の評価が最も低い者で評価する。（複数申請する場合は、様式－5－1を複写して使用する。）また、実際の施工にあたって技術資料に記載した配置予定技術者を変更できるのは、病気、死亡、退職等に限る。
- ・評価項目における施工経験は、主任（監理）技術者、監理技術者補佐又は現場代理人として、平成19年4月1日から技術資料提出日まで完成し、引渡し完了した工事を記載する。  
ただし、新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置の実施に伴い、工期を延長した工事と認定できるものであって延長前の工期を既に経過しているものについては、この限りではない。
- ・次に示す評価項目における施工経験がある場合は、様式－5－1に記載すること。

同種工事	国、地方公共団体又は特殊法人等が発注した、高さ15m以上の補強盛土工（補強土壁工を含む）を元請として施工した経験	〇〇〇が発注した〇〇工を含む契約金額〇千万円以上の〇〇工事を元請として施工した実績
------	----------------------------------------------------------	-------------------------------------------

		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="584 259 639 555">類 似 工 事</td> <td data-bbox="639 259 1070 555">国、地方公共団体又は特殊法人等が発注した、同一断面で、高さ10m以上の補強盛土工（補強土壁工を含む）を含む、高さ15m以上の盛土工事を元請として施工した経験</td> </tr> </table>	類 似 工 事	国、地方公共団体又は特殊法人等が発注した、同一断面で、高さ10m以上の補強盛土工（補強土壁工を含む）を含む、高さ15m以上の盛土工事を元請として施工した経験	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1070 259 1410 555">〇〇〇が発注した〇〇工を含む契約金額〇千円以上の〇〇工事を元請として施工した実績</td> </tr> </table>	〇〇〇が発注した〇〇工を含む契約金額〇千円以上の〇〇工事を元請として施工した実績
類 似 工 事	国、地方公共団体又は特殊法人等が発注した、同一断面で、高さ10m以上の補強盛土工（補強土壁工を含む）を含む、高さ15m以上の盛土工事を元請として施工した経験					
〇〇〇が発注した〇〇工を含む契約金額〇千円以上の〇〇工事を元請として施工した実績						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・共同企業体としての施工経験は、出資比率20%以上のものに限る。</li> <li>・「静岡県低入札価格調査制度実施要領」による補助技術者としての施工経験は評価対象としない。</li> </ul> <p>b 根拠書類について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配置予定技術者の資格を証明する資料を添付すること。</li> <li>・評価項目における施工経験に記載した工事が静岡県発注工事の場合は、その工事の工事成績評定通知書の写しを添付すること。なお、その工事成績評定が64点以下のものは施工経験として認めない。</li> <li>・記載した工事が、評価項目における評価基準に該当していることが確認できる資料（契約書の写し、契約図面の写し、主任技術者等通知書の写し等）を添付すること。ただし、当該工事が平成19年4月1日以降に完成したもので、一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報サービス（CORINS）に登録されており、技術資料提出時にその内容により施工経験の内容が確認できる場合には、登録内容確認書（工事实績）の写しにより代えることができる。</li> <li>・平成29年度から令和3年度に静岡県が実施する「優良技術者表彰」を受けている場合は、表彰状の写しを添付すること。</li> </ul> <p>【継続教育(CPD、CPDS)の取組状況】（様式－6）</p> <p>a 様式の記載について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価対象は建設系CPD協議会加盟団体のうち、下表の18団体とし、各団体設定の1年間の推奨単位以上の単位取得がある場合に加点評価する。</li> <li>・これらの中から該当する継続教育（1団体）について記載する。</li> <li>・配置予定技術者を複数申請する場合は、様式－6を複写して使用する。なお、この場合は全ての配置予定技術者が推奨単位以上の単位取得がなければ評価しない。</li> <li>・当該工事を共同企業体で発注している場合は、代表者構成員又はその他構成員いずれかの配置予定技術者を評価対象とする。</li> </ul>						
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="584 1892 1166 1986">団体名</td> </tr> </table>		団体名	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1166 1892 1410 1986">年間推奨単位 CPD単位/年</td> </tr> </table>	年間推奨単位 CPD単位/年		
団体名						
年間推奨単位 CPD単位/年						

	(公社) 空気調和・衛生工学会	50
	(一財) 建設業振興基金	12
	(一社) 建設コンサルタンツ協会	50
	(一社) 交通工学研究会	50
	(公社) 地盤工学会	50
	(一社) 全国測量設計業協会連合会	20
	(公社) 全国上下水道コンサルタント協会	50
	(一社) 全国土木施工管理技士会連合会	20
	(一社) 全日本建設技術協会	25
	(公社) 土木学会	50
	(一社) 日本環境アセスメント協会	50
	(公社) 日本技術士会	50
	(公社) 日本造園学会	50
	(公社) 日本都市計画学会	50
	(公社) 農業農村工学会	50
	(公社) 日本建築士会連合会	12
	(公社) 森林・自然環境技術教育研究センター	20
	土質・地質技術者生涯学習協議会	50

b 根拠書類について

- 各団体が発行する取得単位の証明書の写しを添付すること。（推奨単位未満の場合は不要）
  - 証明書の単位取得期間については、平成30年4月1日から令和4年3月31日までのうち、任意の1年間とする。取得単位が年度で証明される団体においては、平成30年度、令和元年度、令和2年度又は令和3年度とする。なお、下記のいずれかに該当する場合は評価の対象とならないので注意すること。
    - 取得単位が1年間の推奨単位未満
    - 証明書の単位取得期間が1年間を超える場合や、1年間に満たない場合
    - 証明書の単位取得期間が1年間であっても平成30年4月1日より前の日を含む場合
    - 証明書の単位取得期間が1年間であっても令和4年3月31日を超える日を含む場合
    - 取得単位が年度で証明される団体で、平成29年度又は令和4年度の証明の場合

	※技術資料に添付する根拠書類のうち、資格確認資料の添付資料と同一のものは省略できる。
--	--------------------------------------------

1-7 総合評価に関する事項

(1) 入札の評価に関する基準

各評価項目について下記の評価基準に基づき加点するものとする。

ア 工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案

評価項目	評価基準	配点	最大得点
高盛土及び補強盛土の品質向上に関する技術提案	施工場所の地形、地質、湧水、表面排水等の現場条件を踏まえ、高盛土や補強盛土の品質向上を図るための施工方法、施工管理、品質管理に対する課題及び対策が具体的に記述され、その内容が標準案より優れている。	0.0 ～ 10.0	10.0

イ 社会的要請への対応に関する技術提案

評価項目	評価基準	配点	最大得点
工事中の生活環境保全に関する技術提案	施工場所の周辺環境を踏まえ、施工中の濁水、粉じん、飛砂、騒音、振動等の低減に対する課題及び対策が具体的に記述され、その内容が標準案より優れている。	0.0 ～ 5.0	5.0

ウ 総合的なコストの縮減に関する技術提案

評価項目	評価基準	配点	最大得点
土砂運搬における効率性、施工性向上に関する技術提案	施工場所の地形や空港における制約条件を踏まえ、土砂運搬車両や運搬サイクルの最適化、仮設道路等の効率的な配置、運搬機械設備の併用など、土砂運搬における施工性等の工夫が妥当性のある施工計画をもって具体的に記述され、施工の確実性の向上につながる提案を総合的に評価する。また、その内容が標準案より優れている。	0.0 ～ 10.0	10.0

エ 企業の施工能力について

評価項目	評価基準	配点	最大得点
------	------	----	------

			点
平成19年4月以降の 同種・類似工事の 施工実績の有無*1	同種工事の実績あり*2	1.0	1.0
	類似工事の実績あり*3	0.5	
	その他	0.0	

\*1 平成19年4月1日から技術資料提出日までに完成し、引渡し完了した工事を評価対象とする。

ただし、新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置の実施に伴い、工期を延長した工事と認定できるものであって延長前の工期を既に経過しているものについては、この限りではない。

同種工事*2	1-6の技術資料における(3)技術資料の内容における イ 技術資料の作成上の注意事項の【企業の施工実績等】(様式4-1)のa様式の記載についてに記載されている同種工事と同じ実績
類似工事*3	1-6の技術資料における(3)技術資料の内容における イ 技術資料の作成上の注意事項の【企業の施工実績等】(様式4-1)のa様式の記載についてに記載されている類似工事と同じ実績

注) JV(特定)及び地域維持型建設共同企業体(以下、「JV(地域)」という。)工事の施工実績は、出資比率20%以上の各構成員を評価対象とする。

注) JV(経常)工事の施工実績は、当該JV(経常)を評価対象とする。

注) 静岡県発注工事の場合は、工事成績評定が64点以下のものは施工実績として評価しない。

評価項目	評価基準	配点	最大得点
過去3か年度における 工事成績評定 点の平均点*1	82点以上	2.0	2.0
	79点以上82点未満	1.0	
	79点未満	0.0	
	過去3か年度において64点以下の工事成績がある場合は得点を減点する	-1.0	

\*1 工事成績は建設事務総合システム(静岡県交通基盤部、経済産業部、経営管理部、くらし・環境部、スポーツ・文化観光部、企業局の発注工事)に登録された過去3か年度(令和元年度から令和3年度に完成した当初契約金額500万円以上の工事)の平均点(当該工事の発注業種と同業種)で評価する。また、当該業種の成績評定点がない場合は、加点点評価しない。

注) JV(特定)が受注した工事の成績評定点は、各構成員を評価対象とする。

注) JV (経常) が受注した工事の成績評定点は、当該JV (経常) を評価対象とする。

評価項目	評価基準	配点	最大得点
過去2か年度における優良工事等の表彰実績の有無*1	部長表彰の実績あり*2	1.0	1.0
	出先事務所長表彰の実績あり*3	0.5	
	表彰の実績なし	0.0	

\*1 令和2年度又は令和3年度の表彰(表彰対象工事はそれぞれの前年度完成工事)とする。表彰対象は静岡県(交通基盤部、経営管理部、くらし・環境部、経済産業部、企業局)が行う、優良工事表彰・安全工事表彰・地域貢献表彰・ICT優良工事表彰を対象とする。

\*2 企業局の局長表彰は、部長表彰に相当するものとして評価する。

\*3 建築関連工事の局長表彰、参事表彰は、出先事務所長表彰に相当するものとして評価する。

注) JV (特定) 工事の表彰実績は、各構成員を評価対象とする。

注) JV (経常) 工事の表彰実績は、当該JV (経常) を評価対象とする。

評価項目	評価基準	配点	最大得点
令和3年度における週休2日推進工事の施工実績の有無*1,2	4週8休以上の実績が複数件あり	1.0	1.0
	4週8休以上の実績あり*3	0.5	
	実績なし	0.0	

\*1 静岡県(交通基盤部、経済産業部)が発注した工事において、令和3年度に完成、引渡し完了した工事の評価対象とする。なお、対象工事は「静岡県週休2日推進工事(土木工事等)実施要領」に基づく特記仕様書(「静岡県週休2日推進工事(土木工事等)特記仕様書」)の添付のある工事とする。

\*2 「静岡県週休2日推進工事(土木工事等)特記仕様書」に基づく工事の根拠書類は、現場閉所率により4週8休以上の実績が確認できる工事検査結果通知書の写し及び工事成績評定通知書の写しを提出すること。「静岡県週休2日推進工事(土木工事等)特記仕様書」以外の特記仕様書が添付された工事の根拠書類は、現場閉所率により4週8休以上の実績が判別できる週休2日区分算定表の写し及び工事成績評定通知書の写しを提出すること。(複数件の実績がある場合は、2件以上の実績を証明する書類を提出すること。)

\*3 現場閉所率が28.5%以上の場合を4週8休以上とする。(現場閉所率=休日数/対象期間日数)

注) JV (特定) 工事の施工実績は、各構成員を評価対象とする。

注) JV (経常) 工事の施工実績は、当該JV (経常) を評価対象とする。

注) 工事成績評定が64点以下のものは施工実績として評価しない。

評価項目	評価基準	配点	最大得点
建設キャリアアップシステムの事業者登録実績、活用申請の有無*1, 2, 3, 4	「事業者登録」の実績あり*5	0.5	1.0
	「活用申請」あり	+0.5	
	「事業者登録」の実績又は「活用申請」なし	0.0	

- \*1 JV（特定）の係る工事においては、技術資料提出日までに事業者登録した各構成員の実績を評価対象とする。それ以外の工事においては、静岡県交通基盤部土木関係総合評価落札方式による入札の事前審査登録実施要領に基づく申請による結果の適用をもって評価とする。
- \*2 一般財団法人 建設業振興基金によって運営がなされている建設キャリアアップシステムの事業者登録実績及び活用申請のある元請を評価対象とする。
- \*3 事業者登録実績の根拠書類は、「事業者登録完了のお知らせ（はがき）」の写し、「事業者登録完了メール」の写し又は「事業者ログイン画面」の写しを添付すること。
- \*4 活用申請とは、当該工事における評価点確認申請書での「建設キャリアアップシステム」の活用申請とする。
- \*5 建設キャリアアップシステムの活用申請ありの場合は、「事業者登録の実績なし」でも「事業者登録の実績あり」として評価する。（評価点1.0点）

評価項目	評価基準	配点	最大得点
過去2か年度における静岡県ICT普及啓発活動の実績の有無*1	静岡県ICT普及啓発活動の実績あり	0.5	0.5
	静岡県ICT普及啓発活動の実績なし	0.0	

- \*1 静岡県（交通基盤部、経済産業部）が発注した工事において、令和2年度又は令和3年度に完成・引渡し完了し、「ICTマイレージプログラム活動報告書」により担当監督員の確認を受けた工事を評価対象とする。
- 注) JV（特定・地域）工事の施工実績は、各構成員を評価対象とする。
- 注) JV（経常）工事の施工実績は、当該JV（経常）を評価対象とする。
- 注) 工事成績評定が64点以下のものは施工実績として評価しない。

評価項目	評価基準	配点	最大得点
品質管理・環境マネジメントシステムの取組状況	ISO9001若しくはISO14001、又はエコアクション21の認証を取得している。*1	0.5	1.0
	認証を取得していない。	0.0	
	平成19年度以降にISO9001を活用した監督業務によ	+0.5	

	る工事を実施した企業には更に加点する。*2		
--	-----------------------	--	--

\*1 令和4年3月31日時点でISO若しくはエコアクション21の認証取得がある場合（有効期間内のもの）を評価対象とする。

\*2 平成19年度以降に静岡県が発注した工事において、ISO9001を活用した監督業務による工事実績がある場合（工事完成までにこの取扱を中止した工事は除く）はISO9001認証取得活用監督業務等承認通知書の写し及び工事成績評定通知書の写し等、実績を証明できる書類を添付すること。なお、令和4年3月31日までに完成し、引渡し完了した工事を評価対象とする。

注) JV（特定）工事の施工実績は、各構成員を評価対象とする。

注) JV（経常）工事の施工実績は、当該JV（経常）を評価対象とする。

注) 工事成績評定が64点以下のものは施工実績として評価しない。

評価項目	評価基準	配点	最大得点
過去2か年度におけるICT活用工事の施工実績の有無*1,2	全ての施工プロセスにICT活用*3	1.0	1.0
	一部の施工プロセスにICT活用*3	0.5	
	その他	0.0	

\*1 発注業種が『土木一式工事、しゅんせつ工事、舗装工事、とび・土工・コンクリート工事』の工事のみ評価対象とする。

\*2 国又は地方公共団体が発注した工事において、令和2年度又は令和3年度に完成・引渡し完了した工事を評価対象とする。

\*3 施工プロセスの各段階（「交通基盤部発注工事におけるICT活用工事の試行要領」による。）

【一般土木工事（土工、舗装工、地盤改良工）】

- ① 起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

※舗装工については、「①起工測量」及び「④出来形管理等の施工管理」の施工プロセスの実績が無くても全ての施工プロセスの実績があるものとみなす。

※静岡県発注工事以外の施工実績においては、「⑤3次元データの納品」の施工プロセスの実績が無くても全ての施工プロセスの実績があるものとみなす。

【港湾土木工事（浚渫工、基礎工、ブロック据付工）】

- ① 起工測量
- ② 数量計算
- ③ ICTを活用した施工
- ④ 出来形管理等の施工管理

⑤ 3次元データの納品

※静岡県発注工事以外の施工実績においては、「⑤3次元データの納品」の施工プロセスの実績が無くても全ての施工プロセスの実績があるものとみなす。

なお、ICT建設機械とは、3次元マシンコントロール技術、3次元マシンガイダンス技術を用いた建設機械である。

根拠書類は、発注者へ提出した、全ての施工プロセス又は一部の施工プロセスの活用実績が判別できる施工計画書や協議書等（承諾又は受理等された押印のあるもので、該当部分の抜粋とする）の写し及び工事成績評定通知書の写しを提出すること。

注) JV（特定・地域）工事の施工実績は、出資比率20%以上の各構成員を評価対象とする。

注) JV（経常）工事の施工実績は、当該JV（経常）を評価対象とする。

注) 静岡県発注工事の場合は、工事成績評定が64点以下のものは施工実績として評価しない。

ウ 配置予定技術者の能力について

評価項目	評価基準	配点	最大得点
技術者の資格	技術士建設部門又は同等の資格(*1)	1.0	1.0
	その他	0.0	

\*1 次に示す資格を同等の資格とする。

同等の資格	技術士総合技術監理部門（建設）
-------	-----------------

評価項目	評価基準		配点	最大得点
平成19年4月以降の主任（監理）技術者、監理技術者補佐又は現場代理人としての施工経験の有無*1	主任（監理）技術者又は監理技術者補佐として	同種工事の経験あり*3	2.0	2.0
		類似工事の経験あり*4	1.0	
	現場代理人として*2	同種工事の経験あり*3	1.0	
		類似工事の経験あり*4	0.5	
	その他		0.0	

\*1 平成19年4月1日から技術資料提出日までに完成し、引渡し完了した工事を評価対象とする。

ただし、新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置の実施に伴い、工期を延長した工事と認定できるものであって延長前の工期を既に経過しているものについては、この限りではない。

\*2 配置予定技術者が現場代理人としての経験を有する場合に評価対象とする。

同種工事*3	1-6の技術資料における(3)技術資料の内容における イ 技術資料の作成上の注意事項の【配置予定技術者の資格・施工経験等】(様式5-1)のa様式の記載について記載されている同種工事と同じ経験
類似工事*4	1-6の技術資料における(3)技術資料の内容における イ 技術資料の作成上の注意事項の【配置予定技術者の資格・施工経験等】(様式5-1)のa様式の記載について記載されている類似工事と同じ経験

注) JV(特定・地域)工事の施工経験は、出資比率20%以上の各構成員を評価対象とする。

注) JV(経常)工事の施工経験は、代表構成員を評価対象とする。

注) 「静岡県低入札価格調査制度実施要領」による補助技術者としての経験は評価対象としない。

注) 静岡県発注工事の場合は、工事成績評定が64点以下のものは施工経験として評価しない。

評価項目	評価基準	配点	最大得点
過去5か年度における優良技術者の表彰実績の有無*1	部長表彰の実績あり*2	2.0	2.0
	出先事務所長表彰の実績あり*3	1.0	
	表彰の実績なし	0.0	

\*1 平成29年度から令和3年度の表彰(表彰対象工事はそれぞれの前年度完成工事)とする。表彰対象は、静岡県(交通基盤部、経営管理部、くらし・環境部、経済産業部、企業局)が行う優良技術者を対象とする。

\*2 企業局の局長表彰は、部長表彰に相当するものとして評価する。

\*3 営繕関連工事の理事・参事表彰は、出先事務所長表彰に相当するものとして評価する。

注) JV(特定・経常)工事の表彰実績は、代表構成員を評価対象とする。

評価項目	評価基準	配点	最大得点
継続教育(CPD, CPDS)の取組状況*1	継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上取得)	1.0	1.0
	継続教育の証明なし又は各団体推奨単位未満の取得	0.0	

\*1 建設系CPD協議会加盟団体のうち、推奨単位を設定している団体の継続教育を評価する。平成30年4月1日から令和4年3月31日までのうち、任意の1年間において、各団体設定の1年間の推奨(目標)単位以上を取得している場合を評価する。

各団体が発行する取得単位の証明書の写しにより確認する。

注) 配置予定技術者を複数申請する場合、全ての配置予定技術者が推奨単位以上の単位取得がなければ評価しない。

エ 企業の地域貢献度等について

評価項目	評価基準	配点	最大得点
企業の地理的条件	島田土木事務所管内に主たる営業所あり	1.0	1.0
	その他	0.0	

評価項目	評価基準	配点	最大得点
過去5か年度の災害協定に基づく活動実績の有無*1	災害協定の締結あり*2	0.5	1.5
	発注機関における活動実績あり*3	+0.5	
	建設機械の所有*4	+0.5	
	災害協定の締結なし	0.0	

\*1 平成29年度から令和3年度とする。

\*2 災害協定は静岡県知事部局との協定を対象とし、活動実績（工事）についても静岡県との協定に基づくものとする。なお、「災害協定の締結あり」とは、令和4年3月31日時点で協定を締結しているものとする。災害協定には、家畜伝染病発生時における緊急家畜処分業務に関する協定を含む。

\*3 

+0.5加点となる発注機関	発注機関（島田土木事務所）
---------------	---------------

\*4 災害協定を締結している者のうち、令和4年3月31日時点で、建設業法に基づく経営事項審査で認定する建設機械（ショベル系掘削機、トラクターショベル、ブルドーザー、移動式クレーン、大型ダンプ車又はモーターグレーダー）を3台以上有する（自社所有又は長期リースによる保有）ものとする

評価項目	評価基準	配点	最大得点
有事の際の備え	災害時事業継続計画審査による適合等*1	0.5	0.5
	適合通知なし	0.0	

\*1 当該発注業種が「土木一式工事」の場合、静岡県建設技術監理センターの災害時事業継続計画審査結果又は国土交通省中部地方整備局の災害時の基礎的事業継続力の認定証により適合を受けたものを評価する。

最大得点合計：42.5点

## (2) 総合評価の方法

ア 評価項目ごとの最低限の要求要件を満足する場合に標準点を与え、さらに技術資料の内容に応じ、加算点を与える。「技術提案」では過度な負担となる性能（オーバースペック）の提案は評価しない。

なお、標準点を100点とし、加算点（※1）の最高点数を42.5点とする。（小数点以下2位止め（3位を四捨五入））

$$\text{加算点} = (\text{評価点の合計}) \times \{ (\text{加算点の最高点数}) / (\text{評価点の最高点数}) \}$$

※1：標準型は、評価点（得点）を加算点とする。

イ 総合評価は、標準点と加算点の合計である技術評価点を当該入札参加者の入札価格で除し、1,000を乗じて得た評価値をもって行う。評価値の計算において入札価格は千円単位とし、1,000円未満の数値は小数点以下で扱う。

ただし、入札価格が調査基準価格（※2）を下回った場合は、調査基準価格で評価値を算出する。

$$\begin{aligned} \text{評価値} &= [ \{ (\text{標準点}) + (\text{加算点}) \} / (\text{入札価格}) ] \times 1,000 \\ &= \{ (\text{技術評価点}) / (\text{入札価格}) \} \times 1,000 \end{aligned}$$

※2：「静岡県低入札価格調査制度実施要領」第3条に定める調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）

## (3) 落札者の決定方法

ア 入札参加者は、価格及び技術資料をもって入札し、次の（ア）、（イ）の要件に該当する者のうち（2）「総合評価の方法」により得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札候補者とする。（評価値は、小数点以下4位止め（5位を四捨五入）とする。このとき、同じ評価値がある場合は、評価値に差が生じるまで小数点以下の位止めを増やすこととする。）

ただし、落札候補者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは（ア）、（イ）の要件に該当する入札をした他の者のうち評価値の最も高い者を落札候補者とすることがある。

（ア）入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

（イ）評価値が、標準点（100点）を予定価格（千円単位）で除し1,000を乗じた数値を下回らないこと。

イ 上記アにおいて、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札候補者を決定する。

## (4) 評価内容の担保

技術的所見等に記載された提案内容すべてを施工計画書等に記載すること。ただし、提案内容のうち、発注者が採用を認めないことを通知（指示）した内容については、施工計画書へ記載しないこと。

また、「総合評価方式における技術提案等の履行確認シート」に提案内容の履行状況を記載し、監督員から確認を受けること。

受注者の責により入札時の技術資料により提案した内容（「技術提案等」、「配置予定技術者」、「自社工場における製作」、「登録基幹技能者の配置」、「建設キャリアアップシステムの事業者登録実績」、「建設キャリアアップシステムの活用申請」等）が履行できない場合は、工事成績評定を不履行の項目ごとに5点減ずることとする。

さらに、受注者の責により「技術提案等」が履行できない場合は、達成度合いに応じて以下に示す算式により請負契約金額の減額を行うものとする。

いずれの場合も「技術提案等」において発注者が採用を認めないことを通知した提案は除く。

・減額の算出方法

$$\text{減額} = \{1 - (100 + \beta) / (100 + \alpha)\} \times C$$

C：当初の契約金額（円）

α：当初の加算点

β：達成度合いに応じて再計算した加算点

※算出金額は、千円未満切り捨てとする。

1-8 入札日程

資格確認申請書及び資格確認資料	公告の日の翌日から令和4年9月12日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く） ＜電子入札システムの場合＞ 午前9時から午後4時まで ＜持参の場合＞ 午前9時から午後4時まで（契約条項を示す場所） *提出資料については、入札公告「共通事項」参照	入札公告「共通事項」2-2
入札参加資格の確認通知	令和4年9月26日（月）までに電子入札システムにより通知する（持参の場合は別途通知する）	
入札参加資格がないと認められた者の請求期限	通知を受けた日から令和4年9月30日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く） ＜電子入札システムの場合＞ 午前9時から午後5時まで ＜持参の場合＞ 午前9時から午後5時まで（契約条項を示す場所）	入札公告「共通事項」2-4
上記の回答期限	令和4年10月4日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）	入札公告「共通事項」2-4
設計書及び図面（以下「設計図書等」という。）の交付	公告の日から令和4年10月6日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く） 金抜き設計書：P P I 公開 特記仕様書：P P I 公開	入札公告「共通事項」2-3

	図面：P P I 公開	
図面の縦覧（貸出）期間	公告の日の翌日から令和4年10月5日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前9時から午後5時まで	入札公告「共通事項」2-3
設計図書等に対する質問受付期間	公告の日の翌日から令和4年9月27日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く） <電子入札システムの場合> 期間内の午前9時から午後5時まで <持参の場合> 期間内の午前9時から午後5時まで	入札公告「共通事項」2-3
上記の回答書縦覧等の期間	令和4年9月30日（金）から令和4年10月4日（火）まで	入札公告「共通事項」2-3
入札書等受付期間 入札書等の提出	<電子入札システムの場合> 令和4年10月5日（水）から令和4年10月6日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く） 期間内の午前9時から午後5時まで、ただし最終日は午後4時まで <持参の場合> 開札日時に契約条項を示す場所に以下の書類を提出すること。 ・入札書、委任状（代理人の場合）、入札参加資格確認通知書、入札価格（工事費）内訳書及び工事費積算資料。	入札公告「共通事項」2-5
入札価格（工事費）内訳書	工事の入札における全ての入札参加者は、入札書と同時に提出しなければならない。 また、入札後12か月以内に、発注機関の必要に応じ、より詳細な項目を記載した内訳書を提出する。	入札公告「共通事項」2-6
開札日時	令和4年10月7日（金）午前10時	入札公告「共通事項」2-7

※紙による申請等は発注機関の承認が必要

#### 1-9 設計図書等の交付方法

- |                                                                                                                           |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>① 設計図書等の交付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則 PPIにより交付する。（必要により、有料で配布できる。）</li> </ul> <p>② 設計図書等の縦覧・貸出</p> |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

・ 契約条項を示す場所で縦覧・貸出を行う。

1-10 設計図書等に関する質問に対する回答

電子入札システムに回答を掲載する。

< 縦覧の場合 >

・ 契約条項を示す場所で縦覧を行う。

1-11 その他

調査基準価格の設定	調査基準価格の設定 有 調査基準価格及び契約しない基準値の補正（無）
前払金	請負代金の60%以内（ただし中間前払金20%を含む）
部分払	請負代金が100万円以上2,000万円未満は2回以内、2,000万円以上5,000万円未満は3回以内、5,000万円以上は4回以内とする。
契約書作成	要
工程表の提出	要
工事工程月報	要
ISOを活用した監督業務	適用可
現場代理人及び技術者の氏名の通知	書面
火災保険付保の要否	否
法定外の労災保険付の要否	要
当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無

## 入札公告（総合評価落札方式（標準型）入札前審査型・共通事項）

### 2-1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

静岡県における建設工事競争入札参加資格の認定を受けている者のうち、次に掲げる条件をすべて満たしていること。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定に該当しないこと。
静岡県における建設工事競争入札参加資格の認定を受けていること。（認定業種は入札公告（総合評価落札方式（標準型）入札前審査型・個別事項）（以下「個別事項」という。）に記載）
建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づく許可を受けている者であること。（許可の種類は入札公告「個別事項」に記載）
入札参加資格確認申請書（様式第2号、以下「資格確認申請書」という。）及び入札参加資格確認資料（以下「資格確認資料」という。）の提出期限の日から落札決定までの期間に、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成元年8月29日付け管第324号）に基づく入札参加停止を受けていないこと。
静岡県発注公共工事暴力団排除措置要領（平成5年8月1日施行）に基づき、指名からの排除措置を受けていないこと。
会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

### 2-2 入札参加資格の確認

- (1) この入札の参加希望者は、資格確認申請書及び資格確認資料を作成のうえ提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (2) この入札の参加希望者は、総合評価落札方式の技術資料（以下「技術資料」という。）を作成のうえ提出し、総合評価における実績等の評価項目及び技術提案の確認を受けなければならない。
- (3) 資格確認申請書、資格確認資料（添付資料含む）及び技術資料の提出は、原則静岡県電子入札システムによる電送とするが、電子ファイルの容量により電送できない場合や紙媒体による提出について発注者の承諾（紙入札方式参加申請書（静岡県公共事業電子入札運用基準 様式4）を提出）を得た場合は、持参することができる。
- (4) 入札参加資格の確認等

ア 入札参加資格確認基準日	資格確認申請書の提出期限の日
イ 資格確認申請書	様式第2号
ウ 技術資料	入札公告「個別事項」に記載
エ 入札参加資格の確認	資格確認申請書及び資格確認資料の提出期限の日を入札参加資格の確認

	<p>基準日とし、その結果を通知する。期限までに資格確認申請書及び資格確認資料（添付資料含む）を提出しない者並びに入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。</p> <p>指定する期日までに以下の資格確認資料（添付資料含む）を作成の上、提出期限の日までに契約条項を示す場所へ提出すること。</p> <p>（ア）様式第3号 同種工事の施工実績（入札参加条件の場合）</p> <p>（イ）様式第4号 配置予定技術者等の資格・工事経験</p> <p>（ウ）様式第5号 許可等の状況</p>
<p>オ 評価項目の確認と技術審査</p>	<p>提出期限の日までに技術資料を提出しない者又は技術提案が適正標準案以上と認められない者は、本入札に参加することができない。</p>
<p>カ 入札参加資格条件における同種工事の施工実績の確認 （参加条件の場合）</p>	<p>○入札参加資格条件における同種工事の施工実績を確認できる以下の書類を添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入札参加資格条件における同種工事の施工実績として記載した工事に係る契約書の写し（ただし、当該工事が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム（CORINS）」に登録されている工事の場合は、様式第3号に登録済みであることを明記した上で、契約書の写しを省略することができる。）又は工事カルテ（CORINS）の写し等</li> <li>（上記に加え、当該工事の概要が記された設計図書の写し等が必要な場合は、入札公告「個別事項」1－5に記載）</li> <li>・入札参加資格条件における同種工事の施工実績が静岡県発注のものである場合は、工事成績評定点が記載されている通知書の写し（完成検査合格通知書等）</li> </ul>
<p>キ 入札参加資格条件における配置予定技術者等の資格・施工経験の確認 （施工経験は入札参加条件とする場合）</p>	<p>○様式第4号に1－5に掲げる資格があることを的確に判断できる配置予定の技術者の入札参加資格条件における資格及び同種の施工経験を記載すること。この場合、配置予定の技術者として複数の候補技術者を記載することができる。また、他の工事に配置されている技術者が、従事している工事の完成等により本工事に確実に配置できる見込みがある場合は、当該技術者を配置予定技術者として記載することができる。</p> <p>○専任を要する工事における配置予定技術者の専任を開始する日は、現場施工に着手する日が確定している場合は、明示された当該日から専任で配置できることを条件とし、現場施工に着手する日が確定していない場合は、開札日の翌日から起算して20日目（土曜日、日曜日及び祝日を含む。）から専任で配置できることを条件とする。専任の終了する日は完成検査終了日とし、修補等がなく、現場における検査が終</p>

	<p>了することを条件とする。</p> <p>○専任を開始する日に、申請のあった配置予定技術者を配置できない場合やCORINS等により配置予定の技術者の専任義務違反の事実が確認された場合は、原則、契約しない、又は契約を解除する。契約前にあつては、入札保証金に相当する額を、契約後にあつては、契約保証金に相当する額を違約金として支払わなければならない。これらの場合、静岡県は一切の損害賠償の責を負わない。</p> <p>○他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合や従事している工事の未完成等により、技術者が配置できないにもかかわらず入札した場合は静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成元年8月29日付け管第324号）に基づく入札参加停止を行う場合がある。</p> <p>○配置予定技術者の資格、雇用関係を証するものとして以下の書類を添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法令による免許については、免許を証する書面の写し また、配置予定技術者が営業所の専任技術者でないことを証する書類（建設業許可の申請時又は更新時に提出する書類に添付する営業所の専任技術者を確認できる書類（写しで可））</li> <li>・当該技術者との雇用関係を証する書面（健康保険被保険者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書等自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明するもの）の写し</li> <li>・監理技術者資格者証の写し及び「監理技術者講習修了証」の写し</li> </ul> <p>○入札参加資格条件における同種工事の施工経験を確認できる以下の書類を添付すること。（入札参加条件の場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入札参加資格条件における同種工事の施工経験として記載した工事に係る契約書の写し（ただし、当該工事が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム（CORINS）」に登録されている工事の場合は、様式第4号に登録済みであることを明記した上で、契約書の写しを省略することができる。）又は工事カルテ（CORINS）の写し等 （上記に加え、当該工事の概要が記された設計図書の写し等が必要な場合は、入札公告「個別事項」1－5に記載）</li> <li>・入札参加資格条件における同種工事の施工経験が静岡県発注のものである場合は、工事成績評定点が記載されている通知書の写し（完成検査合格通知書等）</li> </ul>
ク 許可等の状況	様式第5号に建設業許可の状況及び経営事項審査の結果（並びに営業所

	の状況〔県内に営業所があることを条件とする場合〕を記載すること。
ケ 許可通知書の写し	建設業法第3条に規定する許可の通知書の写し（資格確認申請書提出日時点において許可の有効期間開始日が到来しているもの）（及び受付印のある建設業の許可申請書の様式第1号及び別紙又は様式第22号の2の写し等、静岡県内に営業所があることを証する書類〔県内に営業所があることを参加資格条件とする場合〕）を提出
コ 入札参加資格	有効な「建設工事競争入札参加資格の審査結果」通知の写し
サ 経営事項審査結果通知書の写し	建設業法27条の29第1項に規定する総合評定値通知書（審査基準日が入札日より1年7か月以内のもの）の写し

- ・ 資格確認申請書、資格確認資料（添付資料含む）及び技術資料の作成及び申込に係る費用は、提出者の負担とする。
- ・ 入札執行者は、提出された資格確認申請書、資格確認資料（添付資料含む）及び技術資料を入札参加資格の確認以外に、提出者に無断で使用しない。
- ・ 提出期限後における資格確認申請書、資格確認資料（添付資料含む）及び技術資料の差し替え及び再提出は認めない。
- ・ 提出された資格確認申請書、資格確認資料（添付資料含む）及び技術資料は、返却しない。
- ・ 提出された資格確認申請書、資格確認資料（添付資料含む）及び技術資料は、公表しない。
- ・ 資格確認申請書、資格確認資料（添付資料含む）及び技術資料に用いる言語は日本語とする。

### 2-3 設計図書等について

交付等の方法	入札公告「個別事項」に記載
質問	電子入札システムによる。やむを得ない場合のみ書面持参（様式自由）とする。
質問に対する回答	電送又は書面により回答し、書面の場合は契約条項を示す場所で縦覧する。

### 2-4 入札前の参加資格確認において、入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと認められた者は、入札執行者に対して入札参加資格がないと認めた理由について、説明を求められることができる。

入札参加資格がないと認められた者の請求方法等	電送又は契約条項を示す場所へ書面持参（様式自由）とする。
発注者の回答方法	契約条項を示す場所で書面により回答する。

### 2-5 入札執行の場所等

入札の場所	契約条項を示す場所
入札の方法	<p>電子入札システムによる。ただし、やむを得ない場合で発注機関の承認を得た場合は書面を持参して入札できる。</p> <p>&lt;電子入札システムによる場合&gt;</p> <p>電子入札システムにより入札書・入札価格（工事費）内訳書を提出すること。</p> <p>&lt;持参による場合&gt;</p> <p>事前に発注機関の承認を得て、開札日時に契約条項を示す場所に以下の書類を提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入札書、委任状（代理人の場合）、入札参加資格確認通知書、入札価格（工事費）内訳書を提出すること。</li> </ul>
その他注意事項	<p>①郵送による入札は認めない。</p> <p>②持参による場合、入札書、入札参加資格があることが確認された旨の通知書の写し及び入札価格（工事費）内訳書を提出すること。なお代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出しなければならない。</p> <p>③落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>④入札執行回数は、2回を限度とする。</p>

## 2-6 入札価格（工事費）内訳書

第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した入札価格（工事費）内訳書の提出を求める。

受付	<p>&lt;電子入札システムによる場合&gt;</p> <p>入札書等受付期間に準じる。</p> <p>&lt;持参による場合&gt;</p> <p>入札書の提出に準じる。</p>
様式	様式第9号
取扱い	入札価格（工事費）内訳書は、入札書の添付書類とし、不備がある場合は入札を無効とする場合がある。

## 2-7 開札等

開札	契約条項を示す場所において、入札事務に関係のない県職員を立ち会わせて行うか、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。
落札者の決定方法	入札公告「個別事項」に記載
入札の無効	<p>○本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに建設工事等競争契約入札心得（以下「入札心得」という。）及び〈現場説明、[現場説明を行う場合]〉現場説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札並びに当該工事の入札価格（工事費）内訳書に不備があるときは、当該入札を無効とする。</p> <p>○低入札価格調査の対象者が、開札後速やかになされる当該調査の実施に係る意思確認に対し、応じられない旨の意思表示をした場合には、建設工事等競争契約入札心得第13条第2項に違反するものであり、入札に関する条件に違反した入札として当該入札を無効とする。</p> <p>○入札価格が「調査基準価格」を下回った場合には、低入札価格調査の結果、当該入札価格で契約内容に適合した履行が可能と判断された場合に当該入札者を落札者とするが、入札価格が「静岡県低入札価格調査制度実施要領」第11条の「契約しない場合の判断基準」に該当する場合は、当該入札を無効とする。</p> <p>○入札参加資格のある旨を確認された者であっても、落札決定までの間に、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成元年8月29日付け管第324号）に基づく入札参加停止を受けた場合には、当該落札候補者のした入札は無効とする。</p>

## 2-8 落札者とならなかった者への理由の説明

落札者とならなかった者は、入札執行者に対して自らが落札者とならなかった理由について、説明を求められることができる。

落札者とならなかった者の請求方法等	契約条項を示す場所へ書面持参（様式自由）とする。
発注者の回答方法	契約条項を示す場所で書面により回答する。

## 2-9 不落随契

再度の入札において落札者がいない場合の随意契約への移行基準等は次のとおりとする。

移行基準	再度の入札（2回目の入札）を行った結果、落札者がいない場合において、最低価格と予定価格との差額が予定価格の5%以下であるときは不落随契に移行する。
見積書を徴する者	再度の入札（2回目の入札）で有効な入札を行った者のうち、入札価格

	と予定価格との差額が予定価格の5%以下で、最高評価値であった者から見積書を徴する。
--	-------------------------------------------

2-10 その他

入札保証金及び契約保証金	<p>①入札保証金 免除。</p> <p>②契約保証金 納付（契約金額の100分の10（低入札価格調査を受けて落札した者にあつては100分の30）以上）。ただし、利付国債若しくは地方債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。</p>
契約書の作成	<p>① 契約の締結に当たっては、契約書（仮契約書〔要議決工事の場合〕）を作成しなければならない。② 契約は、県議会の議決があつたときに成立する。</p>
暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けた場合の措置	<p>①本工事の受注者は暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があつた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。</p> <p>②①により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。</p> <p>③受注者は暴力団員等又は暴力団関係業者により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。</p> <p>※不当介入を受けたにもかかわらず警察及び発注者への通報（報告）等を怠った場合は、入札参加停止の措置を受けることがある。</p>
労働関係法令等遵守の誓約書の作成	<p>事業者等を守り育てる静岡県公契約条例第6条の規定に基づき策定された「県の取組方針」により、本工事に従事する者の労働環境の整備を図るため、以下の書類を提出すること。</p> <p>①契約時に、労働関係法令等を遵守する旨等を記載した誓約書（様式第1号）</p> <p>②本契約に係る下請負者がある場合（契約途中で新たに発生した場合を含む。）には、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第15条第2項に定める施工体制台帳の写しの提出時に、下請負者から提出させた労働関係法令等を遵守する旨等を</p>

	記載した誓約書（様式第2号）の写し
その他	<p>①静岡県公共事業電子入札運用基準に基づき入札に参加すること。なお、代表者が変更となっているにもかかわらず、変更前の代表者のICカードを使用して入札に参加し、又は参加しようとした場合等、ICカードの不正使用が確認された場合には、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止を行うことがある。</p> <p>また、契約後にICカードの不正使用が確認された場合には、契約解除を行うことがある。</p> <p>②電子入札システムの障害等やむを得ない事情がある場合、紙入札に変更する場合がある。</p> <p>③入札参加者は、入札心得及び契約書案を熟読し、入札心得を遵守すること。</p> <p>④落札者は、様式第4号に記載した配置予定技術者を、当該工事の現場に専任で配置すること。（専任の配置技術者が必要な工事の場合）</p> <p>⑤契約書案、契約約款、入札心得、仕様書及び現場説明書は、契約条項を示す場所で縦覧するものとする。</p> <p>⑥契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。</p> <p>⑦資格確認申請書、資格確認資料（添付資料含む）及び技術資料に虚偽の記載をした場合においては、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止を行うことがある。</p> <p>⑧1－5に掲げる競争入札参加資格の認定を受けていない者も資格確認申請書、資格確認資料（添付資料含む）及び技術資料を提出することができるが、競争に参加するためには、当該資格の確認を受け、かつ、競争入札参加資格の認定を受けなければならない。</p> <p>⑨低入札価格調査制度については、「静岡県低入札価格調査制度実施要領」及び「静岡県低入札価格調査制度実施要領の運用」によるので、別途ホームページ等で確認すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・低入札価格調査を受けて落札した者にあつては、配置予定の主任技術者（監理技術者）とは別に、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項に規定する者と同等以上の技術者（以下「補助技術者」という。）を専任で土木工事（建設業法第2条第1項に規定する建設工事のうち、土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、鋼構造物工事、舗装工事、しゅんせつ工事及び塗装工事）の場合は2名、その他の工事の場合は1名現場に配置しなければならない。この場合において、主任技術者（監理技術者）及び補助技術者は、現</li> </ul>

場代理人と兼ねることができない。

- ・低入札価格調査を受けて落札した者の契約保証金の取扱いについては、本公告「2-10 その他 入札保証金及び契約保証金②」参照。

⑩落札決定後に静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止措置要綱（平成元年8月29日付け管第324号）に基づく入札参加停止措置があった場合の取扱いについては、以下のとおりとする。

ア 落札決定後から契約締結までの間に落札者が静岡県から入札参加停止措置を受けたときは、当該落札決定を取り消すことがある。

イ 県議会の議決を要すべき契約においては、仮契約の締結前に静岡県から入札参加停止措置を受けたときは仮契約を締結せず、仮契約の締結後から県議会の議決前に静岡県から入札参加停止措置を受けたときは仮契約を解除し、本契約を締結しないことがある。

ウ ア又はイにより契約を締結しない取扱いとした場合については、県は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。

⑪本工事の下請人については、静岡県内に建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する主たる営業所を有する者の中から選定するよう努めること。（WTO政府調達協定が適用される場合、⑪の事項は該当しない）

⑫技術提案書に記載された内容については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態になった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではない。なお、発注者は、提案内容に関する事項が提案者以外のものに知られることのないように取り扱うものとする。また、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することはしない。ただし、落札者の提案については、採用した理由の説明を求められた場合に他者に比べ優位な点を公表することがあることとする。

⑬債務負担行為による複数年度の契約案件において、低入札価格調査等により債務負担行為設定年度中の契約締結が見込めない場合、本入札の執行を取りやめる。

⑭その他詳細不明の点については、契約条項を示す場所及び事務を担当する機関へ連絡すること。

## 誓約書

下記1に基づく工事の履行に際し、下記2の事項を誓約します。

この誓約に反したことにより入札参加停止等の処分を受けても異議は一切申し立てません。

### 記

#### 1 工事名

令和4年度〔第34-M2000-01号〕静岡空港空港整備事業工事（RESA補強盛土工）

（当初契約日 年 月 日）

#### 2 誓約事項

- （1）本契約に基づく工事の履行に際し、別表に掲げる法律その他の労働環境の整備等に関する法令を遵守すること。
- （2）本契約に基づく工事の履行に際し、別表に掲げる法律に違反し、所管行政庁の処分を受けたときは、処分の内容及び対応方針を速やかに県に報告し、是正のために必要な措置を講ずること。また、所管行政庁に是正の報告を行ったときは、その内容を速やかに県に報告すること。
- （3）本契約に基づく工事の履行に際し、下請契約（再委託契約及び労働者派遣契約を含む。以下同じ。）を締結するときは、適正な見積りを基に、対等な立場における合意に基づいた公正な契約を締結するよう努めるとともに、次の事項に留意すること。

- ア 下請負者から誓約書を提出させ、その写しを県に提出すること。
- イ 下請負者が、本契約に基づく工事の履行に際し別表に掲げる法律に違反し、所管行政庁の処分を受けたときは、（２）の例により、それらの内容を速やかに報告させるとともに、その内容を県に報告すること。
- ウ 下請負者がさらに第三者と下請契約を締結したときは、当該下請負者を通じて、ア及びイと同様に、当該第三者からの誓約書の写しの提出等を行うこと。

年 月 日

発注者職名氏名様

住所

受注者商号

氏名（法人にあっては、代表者の氏名）印

別表 労働関係及び公正な取引に関する主な法律

1 労働関係

- (1) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- (2) 労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）
- (3) 最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）
- (4) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- (5) 労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律 50 号）
- (6) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）
- (7) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）
- (8) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）

## 誓約書

下記1に基づく工事の履行に際し、下記2の事項を誓約します。

この誓約に反したことにより入札参加停止等の処分を受けても異議は一切申し立てません。

### 記

#### 1 元請契約名

令和4年度〔第34-M2000-01号〕静岡空港空港整備事業工事（RESA補強盛土工）

（当初契約日 年 月 日）

\*元請者が記載すること

#### 2 誓約事項

- （1）本契約に基づく工事の履行に際し、別表に掲げる法律その他の労働環境の整備等に関する法令を遵守すること。
- （2）本契約に基づく工事の履行に際し、別表に掲げる法律に違反し、所管行政庁の処分を受けたときは、処分の内容及び対応方針を速やかに下請契約（再委託契約及び労働者派遣契約を含む。以下同じ。）の発注者に報告し、是正のために必要な措置を講ずること。また、所管行政庁に是正の報告を行ったときは、その内容を速やかに下請契約の発注者に報告すること。
- （3）本契約に基づく工事の履行に際し、再下請契約を締結するときは、適正な見積りを基に、対等な立場における合意に基づいた公正な契約を締結するよう努めるとともに、次の事項に留意すること。

- ア 再下請負者から誓約書を提出させ、その写しを下請契約の発注者に提出すること。
- イ 再下請負者が、本契約に基づく工事の履行に際し別表に掲げる法律に違反し、所管行政庁の処分を受けたときは、（２）の例により、それらの内容を速やかに報告させるとともに、その内容を下請契約の発注者に報告すること。
- ウ 再下請負者がさらに第三者と下請契約を締結したときは、当該再下請負者を通じてア及びイと同様に、当該第三者からの誓約書の写しの提出等を行うこと。

年 月 日

下請契約の発注者 様

住 所

商 号

氏 名（法人にあっては、代表者の氏名） 印

別表 労働関係及び公正な取引に関する主な法律

1 労働関係

- (1) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- (2) 労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）
- (3) 最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）
- (4) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- (5) 労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律 50 号）
- (6) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）
- (7) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）
- (8) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）
- (9) 労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）